告　　示

○政治資金適正化委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成三十年三月十三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一〇八五	嶋崎　秀信	二七、一二、一〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三一一八	堀井　弘三	三〇、二、一六	本人からの申請
三七七一	渡邊　俊夫	三〇、二、一六	本人からの申請
三九八四	佐藤　大祐	三〇、二、一六	本人からの申請
四一二四	岡村　崇	三〇、二、一六	本人からの申請
四三四六	小高　明	二九、一一、一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○外務省告示第九十二号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年八月八日外務省告示第二百六十七号よりの追加）。

締　約　国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十九年三月十二日	平成十九年六月十二日
ニウエ	平成二十四年六月二十七日	平成二十四年九月二十七日
ギニアビサウ共和国	平成二十八年十月二十四日	平成二十九年一月二十四日

平成三十年三月十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第九十三号

平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月十一日外務省告示第百二十一号よりの追加）。

締　約　国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十九年三月十二日	平成十九年六月十二日
ニウエ	平成二十四年六月二十七日	平成二十四年九月二十七日
インドネシア共和国	平成二十四年八月二十四日	平成二十四年十一月二十四日
ベトナム社会主義共和国	平成二十六年十二月十九日	平成二十七年三月十九日
セントルシア	平成二十八年五月二十六日	平成二十八年八月二十六日
ホンジュラス共和国	平成二十八年十一月十六日	平成二十九年二月十六日
アイスランド共和国	平成二十九年十一月二十二日	平成三十年二月二十二日

平成三十年三月十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第九十四号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月六日外務省告示第百十一号よりの追加）。

締　約　国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十九年三月十二日	平成十九年六月十二日
ニウエ	平成二十四年六月二十七日	平成二十四年九月二十七日
コンゴ共和国	平成二十七年五月二十八日	平成二十七年八月二十八日
エチオピア連邦民主共和国	平成二十七年六月三日	平成二十七年九月三日
ベラルーシ共和国	平成二十八年十二月五日	平成二十九年三月五日
アラブ首長国連邦	平成二十九年九月二十七日	平成二十九年十二月二十七日
インドネシア共和国	平成二十九年十一月二十八日	平成三十年二月二十八日

平成三十年三月十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第九十五号

平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月十五日外務省告示第百二十七号よりの追加）。

締　約　国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十九年三月十二日	平成十九年六月十日
ニウエ	平成二十四年六月二十七日	平成二十四年九月二十五日
マダガスカル共和国	平成二十九年七月二十七日	平成二十九年十月二十五日

平成三十年三月十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第九十六号

平成三十年二月二十八日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるノンフォーマル教育強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ノンフォーマル教育強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億九千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　倉井高志在パキスタン大使

国際連合児童基金側　アイダ・ギルマ在パキスタン事務所代表

平成三十年三月十三日

外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第五十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信